

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人小林奨学財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、各年度の報酬等の総額が100万円の範囲内において、別表1に定める額を報酬として支払う。
- 3 評議員には、定款第15条に定める報酬の範囲内において、別表2に定める額を報酬として支払う。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第4条 この法人は、役員、評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員、評議員には、出張に要する交通費、旅費（宿泊費）を、別表3に定める基準に基づき支給する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補足)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### (附則)

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

別表 1 役員の報酬

理事会、評議員会その他諸会議等へ出席する都度報酬として一日付き 30,000 円。ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除前の額とする。

別表 2 評議員の報酬

評議員会その他諸会議等へ出席する都度報酬として一日付き、30,000 円。ただし、ここに定める額は源泉徴収税額前の額とする。

別表 3 役員、評議員の交通費、旅費（宿泊費等）

役員及び評議員が理事会又は評議員会等へ出席するにあたり、交通費、旅費（宿泊費等）として下記の金額を支給する。

(1) 交通費

- 1 東京方面からについては、都度、一律 25,000 円とする。
- 2 大阪方面からについては、都度、一律 15,000 円とする。
- 3 名古屋方面からについては、報酬に含まれるものとして、支給しない。
- 4 上記以外の地域からについては、実費を支給する。

(2) 旅費（宿泊費等）

宿泊代としては、1 泊につき、一律 15,000 円とする。